



Title	ヴァイマル共和政期ドイツの国際連盟外交とヴィルナ問題（1927～28年）
Author(s)	井上, 健太郎
Citation	EX ORIENTE. 2026, 30, p. 71-94
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/104287
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

◎論文

ヴァイマル共和政期ドイツの国際連盟外交 とヴィルナ問題（1927～28年）

井上健太郎

キーワード：ヴァイマル共和政、国際連盟、ヴィルナ問題、ドイツ外務省

1. はじめに

ヴァイマル共和政期（1918～33年）のドイツ外交がヴェルサイユ講和条約（1919年6月）の修正を最大目標に据えていたことは、近年のヴァイマル外交史研究を参照せずとも、つとに知られている。特にグスタフ・シュトレゼマン（Gustav Stresemann）外相時代（1923～29年）の平和的手段による修正外交は、研究史上「協調的修正」政策と呼ばれる〔Niedhart 1998: 253〕。その要点は、西欧諸国（特に英・仏）との協調関係を前提にヴェルサイユ条約の部分的改訂を目指すものであった〔Niedhart 2013: 78–79〕。これをヴァイマル期の国際連盟外交の視点から見れば、ドイツは、ラインラント撤退問題、賠償問題、少数民族保護問題といった自国の利益に直接関わる諸課題を、連盟の枠内で解決することに吝かではなかった。その一方で、中ソ紛争¹のようなドイツの利害に直接関わらない紛争問題については、ドイツは第三国による介入を排して、連盟に依らない解決を優先した。別言すれば、1926年9月に連盟に加盟した後も、ドイツは連盟に完全には信を置かず、むしろ英・仏をはじめとする大国との非公式会談による問題解決を志向し続けたのである〔井上 2024:

56]。このような連盟外交史観の根底には、「協調的修正」政策と連盟外交を対立的なものとして捉えようとする考えが存在する [Kimmich 1976: 198]。したがって、以上の見解に依るなら、ドイツは国際連盟に対し消極的な姿勢を常にとり続けたという結論が導き出されることとなる。

しかしながら、このような連盟外交史観では、1927年から翌年にかけて深刻化したヴィルナ問題（die Wilna-Frage）へのドイツの対応を説明することができなくなる。ヴィルナ問題とは、1919年にヴィルナ地方（ヴィルナ市およびその周辺地域）の領有をめぐって、共にドイツの隣国であるリトアニアとポーランド間で争われた領土問題である²。このとき、ドイツは当初は連盟を排除した形で当事国間の緊張緩和を模索したが、最終的には英・仏・ソと提携しながら連盟による政治的解決へと転じた。

なぜドイツはヴィルナ問題の調停を国際連盟に委ねることとしたのか。ドイツがこのような決断を下したのは、ドイツの「協調的修正」政策と連盟外交の間にはむしろ調和的關係があったからではないのか。

以上の論点を踏まえて、本稿は、国際連盟加盟後のドイツの連盟外交を「協調的修正」政策の一形態と捉えることで、先行研究の残した課題に取り組んでいく。具体的には、対外政策決定を担うドイツ外務省指導部がヴィルナ問題にどのように対応したのかを分析基軸として、加盟後のドイツの連盟外交の特質を明らかにする。その際、公刊史料『ドイツ外交政策文書』や連邦外務省政治文書館（PAAA）所蔵の未刊行史料等を利用する。本稿による分析を通じて、ヴァイマル外交、あるいはドイツ外交史全体の中で連盟外交がどのように位置づけられるのかを示し、従来の連盟外交史観の修正を目指す。なお、本稿で引用する一次史料の翻訳は執筆者が行った。

以下、本稿の構成を示す。まず、敗戦国ドイツを抑止するために形成された戦間期国際秩序の構造とその中でドイツと国際連盟との関係の推移を概述する。次に、ヴィルナ問題の経緯を概説した後、同問題への外務省指導部の対応を分析する。最後に、本稿の総括を行う。

2. 戦間期国際秩序の中のドイツ

2.1 対独封じ込め体制

第一次世界大戦の結果として誕生した戦間期国際秩序は、その当初から敗戦国ドイツの封じ込めを前提として構築されたものであった〔井上 2024: 51〕。それは一枚岩的な国際秩序というよりも、相互に関連する3つの「体制」によって支えられていた複合的なものであった。その3つとは、ヴェルサイユ体制、世界経済体制、ジュネーヴ体制である。ヴェルサイユ体制は英・米・仏を中心とする戦勝国の軍事力、経済力、国際政治上の発言力に支えられた戦後秩序であり、世界経済体制は戦時経済から平時経済に復帰した市場原理に基づ

【図版はインターネット非公開】

図1 ヴァイマル期のドイツ
出典：〔Kolb / Schumann 2022: 386〕。

く国際貿易体制であり、ジュネーヴ体制はウッドロウ・ウィルソン（Woodrow Wilson）米大統領の普遍主義的平和主義に由来する国際協調体制であった〔Wintzer 2006: 59〕。

そして、これら3つの体制には、敗戦国ドイツの再強国化を抑止する機能も与えられた。1919年6月28日に調印されたヴェルサイユ条約はヴェルサイユ体制の根幹を成し、その条項はドイツに対して様々な制限や義務を課していた。その一つが海外植民地を含む領土削減であり、これによりドイツはその周辺領土を隣国に割譲することを余儀なくされた（図1を参照）。特に新生ポーランド共和国に編入された土地には多くのドイツ系住民が居住していたため、彼らはポーランド国家の中でマイノリティの地位に転落した。このドイツ系マイノリティ保護問題や第一次世界大戦前のポーランド人に対する民族的偏見・憎悪が相まって、ドイツとポーランドの間ではドイツの東部国境の修正をめぐる対立が絶えることがなかった〔伊藤 2017: 234–235〕。

また、ドイツはジュネーヴ体制からも除外されることとなった。1919年6月に閉幕したパリ講和会議後も、戦後の政治的課題（講和条約の履行等）を包括的に処理するために、連合国間ないしは国家間国際組織が必要とされた。そのような国際組織として創設されたものの一つが国際連盟であった〔Heideking 1980: 64–65〕。ところが、敗戦国ドイツは連盟への加盟を認められず、それゆえ連盟の集団安全保障体制の蚊帳の外に置かれていた。国際連盟が「ドイツを異端者と見做す条約〔ヴェルサイユ条約—執筆者註。以下同様〕」の一部として誕生したのは明らかであった〔Housden 2012: 35〕。その意味で、連盟も（少なくともその最初期は）ドイツの封じ込めを前提に創設されたものであったと言える。

2.2 ドイツと国際連盟

このような対独封じ込め体制は、ドイツの政界だけでなく国内世論における国際連盟評価に決定的な影響を与えた。1920年以降には、連盟に対するドイツ国民の態度はますます悪化していき、敵対的なものになっていった。「普遍

的国际機構であることを前提に創設された機構」[帯谷 2019: 201] としての国際連盟を、戦勝国を利するだけの国際機構と見做す傾向はドイツ外務省指導部も共有しており、それゆえ 1922 年末まで外務省は連盟への批判的立場を崩さなかった。そのため、外務省ほどに連盟への加盟に反対していなかったドイツ政府も、連盟問題には慎重にならざるを得なかった [Kimmich 1976: 37–38]。

ところが、1923 年 1 月にフランスとベルギーが賠償支払いの生産的担保の獲得を名目に、ドイツのルール地方を占領するに及んで、外務省指導部は連盟を対外政策構想の選択肢と見るようになっていった [井上 2024: 53]。1924 年 8 月にドイツの賠償支払い方式を暫定的に規定したドーズ案が成立すると、外務省と政府の関心は連盟へのドイツ加盟問題に移って行った。同年 9 月、外務省のイニシアティブの下で加盟を原則として承認した閣議決定がなされ、翌年 10 月に英・仏・独・伊・ポーランド・チェコスロヴァキア間で行われたロカルノ会議で、ドイツの加盟が正式に決定された。1926 年 9 月の連盟総会はドイツの加盟申請を承認し、その結果ドイツは連盟加盟国となり、連盟理事会の常任理事国にも選出された。

3. ヴィルナ問題の発生と経緯

3.1 ヴィルナ問題の発生と鎮静化（1919～22年）

ドイツが紆余曲折を経ながらも、その西側で協調主義的な政策を展開する一方、その東方では国際的な不安定要因が解消されずに残っていた。その一つが、リトアニア＝ポーランド間のヴィルナ問題である。この領土紛争には、リトアニアにとってはヴィルナ市が往時のリトアニア大公国の中心地であり、またポーランドもポーランド＝リトアニア連合王国の再現を追求するという歴史的背景があり、このことが問題をより複雑にした [志摩 2004: 163]。

さて、ヴィルナ問題の発端は、第一次世界大戦直後のポーランド軍によるヴィルナ市の占領であった³。1919 年 2 月 9 日、ポーランドとソヴィエト＝ロシアが事実上の交戦状態に入ると、その 2 カ月後にポーランド軍がリトアニア

臨時政府（いわゆる「タリバ政権」）の首都ヴィルナを占領した。先述したように、この占領事件の背景には、東欧にポーランドを中心とする連邦国家を創設することを掲げていたユゼフ・ピウスツキ（Józef Piłsudski）の東欧国際秩序構想があった。連合国最高会議は妥協案としてポーランドとリトアニア間の暫定国境（いわゆる「カーゾン線」）を提示したが、両国間の交渉は最終的に決裂した。

1920年6月に入ると、ポーランド軍の戦局が悪化し、8月上旬には赤軍がワルシャワ近郊に達した。この間リトアニア政府はソヴィエト＝ロシアと平和条約を締結し、ポーランドを牽制しようとしたが、8月17日の「ヴィスワの奇蹟」でポーランド軍は赤軍を撃退し、なお追撃の勢いを見せた。9月にポーランドとソヴィエト＝ロシアの間で休戦・講和条約交渉が始まり、10月12日に休戦・予備平和条約が、翌年3月18日にはリガ条約が結ばれ、ポーランド＝ソヴィエト戦争は終結した。

ポーランドとソヴィエト＝ロシアの間で休戦・予備平和条約が締結される直前の10月8日、ルツィアン・ジェリゴフスキ（Lucjan Żeligowski）率いるポーランド人義勇軍部隊がヴィルナ市を急襲し、市とその周辺一帯を統治下に置いた。占領地域はまもなく「中央リトアニア」と命名され、ポーランド人主体の暫定政権が発足した。

リトアニアとポーランドは1920年12月から翌年1月にかけて直接交渉を試みたが、両者の意見は平行線を辿るだけで妥協には至らなかった。事態を打開するために紛争問題は国際連盟に提訴された。連盟理事会は、ベルギーのポール・イーマンス（Paul Hymans）外相を調停役に指名した。イーマンスは1921年5月20日に調停案（9月にその修正案）を提示したが、リトアニア政府はイーマンス調停案がポーランド寄りだと主張し、同案を拒否した（12月24日）。これにより、連盟理事会による政治的解決の最初の試みはひとまず失敗に終わった。

国際連盟による調停に期待をかけていたジェリゴフスキは、リトアニアとの交渉が失敗した後、「中央リトアニア」のポーランド併合という強硬策で問題

を一挙に解決することを決意するに至った。1921年1月8日に実施されたヴィルナ市議会選挙（リトアニア系住民はボイコットでこれに応えた）で併合派が勝利を収め、2月20日に議会は「中央リトアニア」のポーランド併合を可決した。これを受けて、ポーランド議会はヴィルナ市議会決議を承認し、3月24日に「中央リトアニア」を正式に自国領に編入した。翌年3月15日、大使会議が「中央リトアニア」のポーランド併合を承認したことで、リトアニア＝ポーランド関係は不安定ながらも小康状態に入った。

3.2 ヴィルナ問題の再燃（1927～28年）

ヴィルナ問題が再び国際社会の焦眉の的となるのは、1927年春以降である。その前年の5月8日にリトアニアで議会選挙が実施され、左派政党が勝利を得たが、12月17日にクーデタが起こり、アウグスティナス・ヴォルデマラス（Augustinas Voldemaras）を首相とする権威主義体制が成立していた。1927年5月12日、西欧諸国（英・仏・伊）の仲介により、両国間の平和維持と戦争状態の終結に関してポーランドのアウグスト・ザレスキ（August Zaleski）外相とヴォルデマラス首相との間で会談が実現したものの、物別れに終わった。10月15日にはリトアニア政府は国際連盟事務局に対し、ポーランドによる少数民族保護義務の違反とリトアニア人への敵対行為を訴えたことで、12月5日から連盟理事会による政治的解決が開始された。この連盟理事会会議では、ヴォルデマラスの硬直的な姿勢もあって、ヴィルナ問題の解決は実現しなかったが、両国間の戦争状態の終結が確認された。

1928年以降も、国際連盟の監視下で問題解決のために両国間で交渉が試みられたが、国際連盟はリトアニア政府の強硬姿勢に対する反感から、次第にポーランドの立場を支持するようになっていった。両国間の交渉は長引いたが、最終的に10月7日のポーランド＝リトアニア短期国境通過協定の成立により、ヴィルナ問題は小康状態に回帰した。なお、同問題の最終的な解決には、両国の社会主義体制の崩壊までなお約70年の歳月を要することとなる。

4. ヴィルナ問題への外務省の対応

4.1 東欧国際秩序の維持を目指して

1927年春に欧州諸国の目がヴィルナ問題に向き始めたとき、ドイツ外務省指導部は国際連盟による調停を最初から念頭に置いていたわけではなかった。むしろその対応方針は、連盟による解決にも欧州主要国との連携にも消極的なものであった。シュトレゼマン外相の右腕であるカール・フォン・シューベルト (Carl von Schubert) 外務次官は、国際連盟に全幅の信頼を置いていたわけではなかったから、この時点では連盟の介入を忌避したいと考えていたのは間違いないであろう。また、シューベルトは、フランスが主導する英・仏・伊による共同仲介案に対しても、ソ連およびリトアニアとの関係が悪化することを理由に難色を示した [ADAP, B-IV, Nr. 167]。同じ頃、ソ連やポーランドに駐在するドイツ外交使節団からは、英仏両国や連盟への不信から独ソ両国によるリトアニア支援を具申する声が、ベルリンの外務省中央に届いていた [ADAP, B-IV, Nr. 48; ADAP, B-IV, Nr. 60; ADAP, B-IV, Nr. 88]。これに対して、本省のシューベルトやその右腕であるゲアハルト・ケプケ (Gerhard Köpke) 第II局長はソ連政府への不信から、独ソ提携にも消極的だった [ADAP, B-IV, Nr. 210; ADAP, B-V, Nr. 4]。そのような中、シューベルトが目指していたのは、連盟にも英・仏・ソにも依拠しない東欧国際政治の現状維持であった。

「我々にとって重要なのは、周辺国における現状変更、すなわちリトアニアを犠牲としたポーランドの影響力拡大を阻止することである。我々自身は、何らかの方法でリトアニアの政治的、経済的独立を侵害することを求めずに、リトアニアとの経済協力を目指す。現在の均衡状態を変更することなくリトアニアとポーランドの間で協調体制を確立するなら、それは我々にとって全く望ましいことである」 [ADAP, B-IV, Nr. 167]⁴。

このシューベルトの政策方針は、一見すると1919年の戦間期国際秩序の維持を明言したかのように見える。実際のところシューベルトも、他の対外政策決定者の例に漏れず、ポーランドに編入された旧ドイツ領の回復を将来的な外交目標に据えていた。別言すれば、シューベルトの立てた現状維持方針の行き着く先は、東欧国際秩序の現状変更であった。

「我々がいつの日かダンツィヒ、ポーランド回廊、オーバーシュレージエンを取り戻さなければならないことに疑問の余地は一切ない。ただ今は問題がまだ焦眉の急を告げる事態になっていないのである」[ADAP, B-IV, Nr. 56]⁵。

このような外務省指導部の政策方針に対し、シュトレゼマン外相はポーランドの強国化を防ぐという点では外務省側と一致していた[ADAP, B-IV, Nr. 95; ADAP, B-IV, Nr. 101]。その一方で、シュトレゼマンは独ソ提携によるリトアニアへの経済支援や連盟理事会の介入の可能性も視野に入れていた[ADAP, B-IV, Nr. 103]。このように、ヴィルナ問題への対応をめぐる外務省指導部と外相の間には無視できない意見の相違も存在していた。

いずれにせよ、東欧国際秩序の現状維持を志向するという政策方針は、ドイツの対外政策決定者の間の共通理解であった。その意図は言うまでもなく、ドイツの国益に合致した形での東部国境問題の解決、すなわち戦間期国際秩序の部分的再編成であった。別言すれば、ヴィルナ問題への対応には、現状維持を対外政策上の手段として現状を変更するという外交目標を達成しようとするヴァイマル外交のアンビバレントな論理が通奏低音のごとく流れていたのである。

4.2 連盟理事会会議の開催へ

この間にポーランドとリトアニアの対立が激しさを増していく中、1927年7月になってもドイツ外務省はヴィルナ問題に関する既定の対応方針を堅持していた。ヘルベルト・フォン・ディルクセン（Herbert von Dirksen）第IV局東

欧・スカンディナヴィア課長は、西欧諸国と意見交換を継続しつつも、ヴィルナ問題でドイツがフリーハンドを手放さないように西欧諸国との協調を避けることが得策であると考えていた [ADAP, B-VI, Nr. 65]。また、外務省指導部がヴィルナ問題に対して積極的な対応に出なかったのは、このときリトアニアとの間でメーメル地方の帰属をめぐる対立が深刻化していたためでもあった [Krüger 1985: 398]。

だが、10月15日にリトアニア政府がポーランド国内の少数民族問題の解決を国際連盟事務局に付託したことが、ドイツにとって意図せざる転機となった。これと時をほぼ同じくして、英・仏・伊がポーランドとの関係改善を再度求める案をリトアニアに対し提示するなど、西欧諸国間でも仲介への動きが復活し始めていた [PAAA, R 29297, E164241]。

このような状況の下で11月9日にピエール・ジャカン・ド・マルジュリ (Pierre Jacquin de Margerie) 駐独フランス大使と会談したシューベルト外務次官は、英・仏 (・伊) と共同でポーランドとリトアニア両国に働きかける案に原則として同意した [Carl von Schubert, Nr. 167]。シューベルトがこのような方針転換を行ったのは、リトアニアによる連盟への提訴という既成事実に加えて、同年5月に英・仏・伊がポーランドとリトアニア間の仲介を共同で行った際に自国が除外されたことにドイツ側が危機感を抱いたからであった [ADAP, B-VII, Nr. 88; ADAP, B-VII, Nr. 103]。もっとも、シューベルト個人は英・仏・独・伊による共同仲介の実現性を疑問視していた [Carl von Schubert, Nr. 167]。むしろ、英国外務省の意向を受けたオースティン・チェンバレン (Austen Chamberlain) 英外相が国際連盟による政治的解決に傾くと、親英派のシューベルトは、連盟を通じてのポーランドとリトアニア間の対立緩和に反対しないこととしたのである [PAAA, R 29297, E164160; PAAA, R 29297, E164179; ADAP, B-VII, Nr. 88]。

だが、東欧の現状維持を目指すという当初の目標をシューベルトは堅持し続けた。ドイツ側の狙いはポーランドとリトアニア両国間の緊張状態を当面の間緩和することであって、ヴィルナ問題そのものの解決ではなかった⁶。この緊

張緩和は、英・仏・独の協調の下、リトアニアの不利にならないことを前提に1919年以來の両国間の戦争状態を終わらせることによってもたらされるはずであった〔ADAP, B-VII, Nr. 88〕。

「さらに私は〔ド・マルジュリ駐独フランス〕大使に対し、我々がリトアニアとポーランドとの間で生じる取り決めは完全な中立的な性格を持つものでなければならないと考えていることを説明した。リトアニアに負担をかけるような取り決めはあってはならない。その際に私はヴィルナ問題にも話を進め、この問題を今解決することはできない旨を述べた。〔…〕私は、戦争状態のみが私の描いた完全な中立的な形で解決され、ヴィルナ問題に関して協議されないなら、それが最善なものであることは言うまでもないと答えた。我々は、ヴィルナ問題が現時点で協議の対象になったり持ち出されたりすることに何の関心も持たない」〔Carl von Schubert, Nr. 167〕⁷⁾。

この頃になると、シューベルトの対応方針はシュトレゼマン外相のそれと一致するようになっていた。シュトレゼマンも、ヴィルナ問題の早期解決は不可能であること、現状維持を前提としてポーランドとリトアニア間の緊張緩和が望ましいことに同意していた〔ADAP, B-VII, Nr. 73〕。さらに、ヴィルナ問題そのものを協議せずに戦争状態を終結させることも可能と見る点で、外相も外務省指導部も同じ見解だった〔ADAP, B-VII, Nr. 156〕。

また、先述したように、ドイツの対外政策決定者たちはヴィルナ問題をドイツ単独で解決しようとはしなかった。このときも、シュトレゼマンと外務省指導部は欧州主要国、特に東欧に利害を持つ仏ソ両国との情報交換に注力しなければならなかった。11月4日にレオポルト・フォン・ヘッシェ（Leopold von Hoesch）駐仏大使と会談したアリスティード・ブリアン（Aristide Briand）仏外相も戦争状態の終結問題とヴィルナ問題を切り離して、前者のみについて協議することに同意した〔ADAP, B-VII, Nr. 71〕。その際、ブリアンはこれを仏

独共同の働きかけによって実現しようと企図していた [ADAP, B-VII, Nr. 71]。だが、すでに述べたように、シューベルトは英・仏・独・伊による共同仲介には消極的であり、連盟による政治的解決に傾いていた。結局、ブリアンが譲歩し、ヴィルナ問題は連盟理事会で審議されることとなった。

このようにドイツ側がフランスの提案に容易に乗ってこなかったのは、フランスがポーランドの立場を、ドイツがリトアニアの立場をそれぞれ擁護せざるを得ないという潜在的な対立関係があったからとも考えられる [ADAP, B-VII, Nr. 123; *Carl von Schubert*, Nr. 168]。さらに、まさにこのとき、ただでさえ東部国境問題でぎくしゃくしていたドイツとポーランドとの関係は、ポーランド政府によるドイツ系住民の国外追放措置により極度に悪化していた [北村 2019: 98–104]。そのため、ドイツ側はポーランドへの対抗からリトアニアを支援する必要があったのである。

また、国際情勢の変化を受けて、外務省指導部はヴィルナ問題における独ソ提携を容認するようになっていた。ドイツは反ポーランドという点でソ連と利害が一致しており、ソ連も、英仏両国が反リトアニア工作を行っているのではないかという疑念 [ADAP, B-VII, Nr. 92] や 1922 年のラパロ条約以来の独ソ提携路線から、ドイツとの協調を重視していた。そのためもあってか、ドイツ外務省指導部はフランスとの協議に比べ、より踏み込んだ議論をソ連側と行っている。シュトレゼマンも出席した 11 月 21 日の会談で、シューベルトは独ソ両国の協力に同意するとともに、当事国間の戦争状態の終結が隣国であるドイツとソ連両国にとっても有益であること、12 月に開催予定の連盟理事会会議前にリトアニア政府側から戦争状態終結宣言が出されることが望ましいことを、ニコライ・クレスチンスキ (Nikolai Krestinski) 駐独ソ連大使に伝えた [ADAP, B-VII, Nr. 121]。だが、それと同時にシューベルトは、リトアニアによる戦争状態終結宣言のリスクをも認識していた。

「リトアニアが、ヴィルナ問題はのちに協議されるという留保の下で戦争状態の停止を宣言したとしても、ポーランドが戦争状態の停止を歓迎しは

するが、ヴィルナ問題はすでに解決済みであるとする声明か、あるいはそれと類似のものを出すことは十分に考えられる。これによってリトアニアは、戦争状態終結宣言を撤回する状況にともすれば追い込まれてしまうかもしれないと私は考えている」[ADAP, B-VII, Nr. 121]⁸。

最初に戦争状態の終結を宣言しておきながら、すぐにそれを撤回すれば、リトアニアの国際的信用が損なわれ、ポーランド側が優位になる。ドイツ側が戦争状態の終結とヴィルナ問題を切り離すことに固執した裏面には、このような懸念が存在していたからと考えられる。クレスチンスキはこのシューベルトの懸念に対し楽観論を説いたが、連盟理事会会議の開幕の前日にマクシム・リトヴィノフ（Maxim Litvinov）外務人民委員代理は、リトアニア代表が連盟理事会会議の場で戦争状態の終結を宣言すること、かつヴィルナ問題に関する留保声明を発することをリトアニア代表に求めることについて、シュトレゼマンと合意したのであった [ADAP, B-VII, Nr. 174]⁹。

4.3 連盟理事会会議から直接交渉による緊張緩和へ

1927年12月5日にジュネーヴで連盟理事会会議が開催された。翌日に英・仏・独・伊・日五大国による会議で、ポーランドとリトアニア間の外交関係を、必要であれば連盟の庇護の下で再開させることが合意された [ADAP, B-VII, Nr. 179]。具体的な手続きとして、両国間の直接交渉を促し、五大国は交渉に介入しないこととされ、直接交渉の経過をまとめる中立的な報告者を指名することも併せて決められた [ADAP, B-VII, Nr. 179]。

その後、フランス・ペーラエルツ・ファン・ブロッ克蘭ド（Frans Beelaerts van Blokland）蘭外相が上記報告者に指名された。もっとも、当初の取り決めとは異なり、ブロッ克蘭ド外相がポーランドとリトアニアの中を取り持ちつつ解決案を作成し、また英・仏・独も個別に当事国と会合を持ったようである [Carl von Schubert, Nr. 172]。理事会会議に出席するためにジュネーヴに滞在していたヴォルデマラスは、ポーランドとの関係改善に消極的な姿

勢を見せたが、英・仏・独の各代表から強く迫られたこともあって、最終的にポーランドとの外交関係の回復に同意した〔ADAP, B-VII, Nr. 175〕。その結果、12月10日の会議で両国間の戦争状態の終結が正式に宣言された〔ADAP, B-VII, Nr. 197〕。なお、この連盟理事会会議の間、ヴィルナ問題に関する協議はなされなかった。こうして、連盟理事会会議前の関係各国（特に仏ソ両国）への周到な働きかけもあって、会議はドイツ側の思惑通りに閉幕したのであった。

しかしながら、戦争状態の終結を宣言した後もポーランドとリトアニアの間には不満が熾り続けた。そのためドイツは引き続き両国間の緊張緩和を模索していくこととなる。ところが、1928年2月に連立与党内の政策対立から第4次ヴィルヘルム・マルクス（Wilhelm Marx）内閣が倒壊し、翌月には国会が解散された。これを受けて5月20日に実施された国会総選挙で勝者となった社会民主党は穏健右派を含めた大連立内閣を目指したが、入閣条件をめぐる激しい対立から諸党との組閣交渉は難航した。6月末になって、国会の与党議員団間の連携に依るのではなく、閣僚個人が入閣するという形で第2次ヘルマン・ミュラー（Hermann Müller）大連合内閣はなんとか成立に至った〔平島 1991: 51-61〕。だが、新内閣は成立直後から政権を揺るがす内政問題に振り回されることとなる。さらに、持病の再悪化により健康を害していたシュトレゼマン外相が、6月以降ベルリンを長期間留守にすることが多くなった〔Wright 2002: 390-391〕。外相不在の間、シューベルト外務次官が外相の代行を務めた。このように、1928年初頭以降、対外政策決定過程における政府のイニシアティブは低下せざるを得なくなり、ヴィルナ問題への対応は外務省指導部が担うこととなる。

さて、リトアニアとポーランド間の対立が冷めやらぬ中、シューベルトは、ヴィルナ問題が連盟理事会で協議されるのではなく、ハーグのような中立地での当事国間の直接交渉で解決されるべきだと考え、その旨をヴォルデマラスに伝えるよう駐リトアニア大使館に訓令した〔ADAP, B-VIII, Nr. 37; ADAP, B-VIII, Nr. 92; ADAP, B-VIII, Nr. 102〕。

ドイツ側の意向を受けたリトアニア政府は、東プロイセンのケーニヒスベルク（現ロシア領カリニングラード）で当事国の代表同士で会談を行うことを提案し、ポーランド政府の同意を得た〔ADAP, B-VIII, Nr. 173〕。その結果、4月に開催されたケーニヒスベルク会談では、リトアニアとポーランド間で係争中の諸課題（安全保障問題、経済・交通問題、国境通過問題）を両国間で協議するために3つの委員会を設置することが合意された〔PAAA, R 29301, E164856-57〕。

このように、当事国間の溝は容易には埋まらなかったが、ドイツの周旋により直接交渉が実現し、協議継続のための委員会が設置されたことは問題解決に向けた前進であった。その間にソ連政府が、短期国境通過に関する協定等の「技術面での協定」を当事国に結ばせるという案をドイツ側に打診してきた〔ADAP, B-IX, Nr. 74〕。シューベルトはこのソ連案に同意し、協定成立による両国間の緊張緩和を目指すこととなった〔ADAP, B-IX, Nr. 153〕¹⁰。8月初めになってヴォルデマラスが短期国境通過協定の交渉に同意すると、ディルクセン第IV局長は英・仏・独・伊によるポーランドの説得へと舵を切っていった〔ADAP, B-IX, Nr. 203〕。

ここで留意すべきは、12月の理事会会議以降の展開の中でドイツは連盟理事会による調停から完全に乖離したわけではなかった点である。たしかにドイツ外務省指導部は当事国同士の直接交渉を優先する方針をとったが、それは連盟の存在を軽視することを意味するわけではなかった。むしろドイツ外務省にとって、連盟抜きでの問題解決はもはやあり得ないものとなっていた。というのは、シューベルトは、1927年12月10日の連盟理事会会議の決議から逸脱するような取り決めを一切拒絶し、同決議の遵守の下でポーランドと交渉を開始するようリトアニア政府に求め続けたからである〔ADAP, B-VIII, Nr. 92〕。

「私は、ヴォルデマラス氏の計画〔ヴィルナ問題の解決を定めた条約草案〕が連盟理事会決議に完全に矛盾していると考えている。というのは、この計画では、間接的な形ではあるが、ヴィルナ問題のみが対象となっている

からである」[ADAP, B-IX, Nr. 169]¹¹。

このように理事会決議を遵守する態度は、ドイツ側だけでなくリトアニア側でも一部見られた。先のケーニヒスベルク会談の経過をシューベルトに報告したシジカウスカス駐独リトアニア公使も、その一人であった。

「ケーニヒスベルクでリトアニア側はそれ以外では、ヴィルナ地方が法的にリトアニア人のものであることを何度も強調した。だが、連盟理事会決議を支持することで、リトアニア側は本題であるヴィルナ問題に深入りすることを望んでいない」[PAAA, R 29301, E164858]¹²。

ドイツ側が恐れたのは連盟理事会会議でリトアニアの立場が悪化してしまう事態であったが、ヴォルデマラスの強硬姿勢に対する英仏両国の反感の高まりが、この懸念に現実味を帯びさせていた。実際、1928年6月の連盟理事会会議ではドイツは列席した他国に同調して、ヴォルデマラスの度重なる妨害工作を批判せざるを得ない状況に追い込まれていた[ADAP, B-IX, Nr. 76]。それゆえ、当事国間の「技術面での協定」案には、リトアニアに対する連盟理事国の心象を良くしようという思惑もドイツ側に働いていた[ADAP, B-IX, Nr. 74]。

要するに、連盟理事国との協調的関係を壊すことなくポーランドとリトアニア間の交渉を周旋することが、ドイツにとって最善の方針であった。その際、両国間の交渉経過について報告がなされた1928年9月の連盟理事会会議で、ドイツがリトアニアの立場を弱めるような決議を回避しようとしたように、国際会議の場でリトアニアの顔を立てることも、ドイツにとって重要だった[Kłusek 2011: 134]。

10月7日にポーランドとリトアニア間で短期国境通過協定が成立したことで、ヴィルナ問題はようやく再び小康状態に入った[Kłusek 2011: 134]。ここに、ヴィルナ問題へのドイツ側のアプローチはひとまず終了することとなったのである。

5. おわりに

これまで見てきたように、ドイツの対外政策決定を中心的に担う外務省指導部は、ヴァルナ問題が深刻化し始めたときから、ポーランドの強国化を阻止しリトアニアを援助することで、東欧国際秩序の現状維持をヴァルナ問題に対する対応方針の骨子とした。この方針は、ドイツが英仏両国と手を携えてヴァルナ問題に対処せざるを得なくなった後でも、独ソ提携の必要を自覚するようになったときでも、不変であった。その目指すところは、明らかに、ドイツ東部国境修正の足場を築くこと、すなわち戦間期国際秩序の部分的変更であった。このような「協調的修正」政策を展開するにあたり、ドイツ外務省指導部は国際連盟という舞台を大いに活用した。それは、シューベルト外務次官が1927年12月10日の連盟理事会会議決議を決して放棄しなかった事実だけを見ても、首肯できることである。その意味で、ドイツの「協調的修正」政策と連盟外交はある種の調和的關係にあった。

以上から結論づけられることは、国際連盟加盟後のドイツの連盟外交はその「協調的修正」政策の一形態として捉えることができるということである。たしかにドイツは、すべての国際紛争を連盟による解決に委ねたわけではなく、のちの中ソ紛争時のように連盟の介入を最後まで拒否することもあった。だが、それは、ドイツの連盟外交が国際連盟と常に敵対的であったことを意味するのではない。むしろドイツの連盟外交の特質とは、現状（＝戦間期国際秩序）維持のための国際的枠組み（＝国際連盟あるいは非公式会談）を手段として、現状の部分的変更（ヴェルサイユ条約の修正）を追求しようとする柔軟性であったと言える。そして、この連盟外交に如実に表現される、現状維持を手段として現状変更を追求するという二律背反性こそが、ヴァイマル外交の本質を成すものだったのである。

最後に、ヴァイマル期の連盟外交をドイツ外交史全体の中に位置づけてみたい。ヴァイマル期の「協調的修正」政策は、ナチ期前半（1933～39年）にな

ると、武力による威嚇を手段として戦間期国際秩序の解体を目指すナチ外交に取って代わられた。また、ナチ期後半（1939～45年）のドイツはポーランド侵攻に始まる侵略戦争を通じて、欧州国際秩序の力による変更を企図した。さらに、戦後のドイツは東西に分断され、冷戦構造の中でそれぞれ米ソ両国の重要な同盟国となった。このように見てくると、ヴァイマル期の連盟外交とは、武力による現状変更を強行したナチ外交とも、東西それぞれの陣営に無抵抗に組み込まれた東西ドイツ外交とも異なる、「現状」に対する独自の挑戦と適応の試みだったのである。

[付記]

本稿は、2025年5月18日に鹿児島大学で開催された第75回日本西洋史学会大会の自由論題報告で発表したものに加筆・修正を行ったものである。また、本稿はJST次世代研究者挑戦的研究プログラム（JPMJSP2138）およびJSPS特別研究員奨励費（23KJ1423）による研究成果の一部である。

[注]

- 1 1929年7月～12月にかけて、旧帝政ロシアの保有していた中東鉄道の管理権をめぐって勃発した、中国国民政府および東三省自治政府とソ連間の武力衝突事件。
- 2 ドイツ語表記のヴィルナ（Wilna）は、リトアニア語でヴィリニウス（Vilnius）ともポーランド語でヴィルノ（Wilno）とも表現されるが、本稿では煩雑を避けるためにドイツ語の一次史料の表記法に従い「ヴィルナ」という地名表記を用いる。
- 3 以下のヴィルナ問題の発生と経緯に関する記述は、次の文献を参照した。[Kłusek 2011: 117–134; Mačiulis / Staliūnas 2015: 92–112; 早坂 2017: 273–341; 安井 2017: 33–34、37–39、67–73]。
- 4 原文は次の通り。Es kommt uns darauf an, daß eine Änderung des Status quo in den Randstaaten, d. h. eine Verstärkung des polnischen Einflusses auf Kosten Litauens, vermieden wird. Wir selbst streben eine [wirtschaft] liche Verständigung mit Litauen an, ohne daß wir dabei in irgendeiner Weise die politische und wirtschaftliche Unabhängigkeit Litauens beeinträchtigen wollen. Die Herstellung eines modus vivendi zwischen Litauen und Polen ohne Veränderung des gegenwärtigen Gleichgewichtszustandes halten wir für durchaus erwünscht.
- 5 原文は次の通り。Es sei ja gar kein Zweifel darüber, daß wir eines schönen Tages Danzig, den Korridor und Oberschlesien wieder haben müßten. Augenblicklich allerdings sei das Problem noch gar nicht akut.

- 6 本国政府による連盟提訴自体を好ましく思っていなかったヴァクロヴァス・シジカウスカス（Vaclovas Sidzikauskas）駐独リトアニア公使も、国際連盟という場でヴィルナ問題を扱うことに難色を示していた [PAAA, R 29297, E164229]。
- 7 原文は次の通り。Ferner setzte ich dem Botschafter auseinander, daß nach unserer Ansicht irgendeine Regelung zwischen Litauen und Polen einen durchaus neutralen Charakter haben müsse. Es dürfte keine Regelung erfolgen etwa auf den Schultern Litauens. Ich erwähnte dabei auch die Wilnafrage und sagte, meiner Ansicht nach könne diese Frage jetzt unmöglich gelöst werden. [...] Ich erwiderte, an sich wäre es natürlich das Beste, wenn lediglich der Kriegszustand in der von mir skizzierten absolut neutralen Form geregelt würde und wenn der Wilnafrage in keiner Weise Erwähnung getan würde. Wir hätten keinerlei Interesse daran, daß das Wilnaproblem jetzt erwähnt oder angeschnitten würde.
- 8 原文は次の通り。Ich führte aus, daß, wenn die Litauer eine Erklärung abgäben, daß sie den Kriegszustand aufheben würden, aber dabei voraussetzen, daß die Wilna-Frage später behandelt würde, doch sicher damit zu rechnen sei, daß die Polen zwar die Aufhebung des Kriegszustandes begrüßen, andererseits aber erklären würden, die Wilna-Frage sei für sie schon erledigt oder etwas Ähnliches. Hierdurch könnten meiner Ansicht nach sehr leicht die Litauer gezwungen werden, eine Erklärung wegen der Aufhebung des Kriegszustandes wieder zurückzuziehen.
- 9 連盟理事会会議前にリトアニア政府に戦争状態終結宣言を出させるという独ソ両国の計画は、ヴォルデマラス首相がこれを拒否したことで失敗していた [ADAP, B-VII, Nr. 140]。また、リトヴィノフとの会談前にシュトレゼマンはブリアン外相とも会談を行っており、連盟理事会会議の場でポーランド代表にヴィルナ問題には言及させない言質をブリアンから得ていた [ADAP, B-VII, Nr. 173]。
- 10 同提案は駐仏大使館を通じてブリアン外相にも伝えられた [ADAP, B-IX, Nr. 189]。
- 11 原文は次の通り。Meiner Ansicht nach widerspreche durchaus das Projekt des Herrn Voldemaras den Ratsbeschlüssen, denn in dem Projekt handle es sich doch ausschließlich, wenn auch nur in mittelbarer Form, um die Wilnafrage.
- 12 原文は次の通り。In Königsberg sei im übrigen von den Litauern mehrfach betont worden, daß ihnen de jure das Wilnagebiet gehöre. Die Litauer wollten aber auf die eigentliche Wilnafrage nicht eingehen, indem sie sich dem Beschlusse des Völkerbundsrates anpaßten.

[参考文献一覧]

未刊行史料

Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes [PAAA]

- R 29297 Polnisch-litauischer Konflikt (Wilnafrage), Bd. 1.
- R 29301 Polnisch-litauischer Konflikt (Wilnafrage), Bd. 5.

公刊史料

Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918–1945 aus dem Archiv des Auswärtigen Amts, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen [ADAP].

- Serie B 1925–1933: Bd. IV (1970), V (1972), VI (1974), VII (1974), VIII (1976), IX (1976).

Carl von Schubert (1882–1947). Sein Beitrag zur internationalen Politik in der Ära der Weimarer Republik. Ausgewählte Dokumente, hrsg. von Peter Krüger, Duncker & Humblot, Berlin, 2017 [Carl von Schubert].

[引用文献]

Heideking, Jürgen

1980 "Oberster Rat – Botschaftskonferenz – Völkerbund. Drei Formen Multilateraler Diplomatie nach dem Ersten Weltkrieg", *Historische Zeitschrift*, 231, 589–630.

Housden, Martyn

2012 *The League of Nations and the Organisation of Peace*, Pearson Education Limited, Harlow.

Kimmich, Christoph M.

1976 *Germany and the League of Nations*, University of Chicago Press, Chicago.

Kłusek, Mirosław

2011 *Gustav Stresemanns Osteuropa-Politik in den Jahren 1923–1929. Unter besonderer Berücksichtigung seines Verhältnisses zur UdSSR*, Weidler Buchverlag, Berlin.

Kolb, Eberhard / Dirk Schumann

2022 *Weimarer Republik*, 9. Auflage, De Gruyter Oldenbourg, Berlin.

Krüger, Peter

1985 *Die Aussenpolitik der Republik von Weimar*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt.

Mačiulis, Dangiras / Darius Staliūnas

2015 *Lithuanian Nationalism and the Vilnius Question, 1883–1940*, Verlag Herder-Institut, Marburg.

Niedhart, Gottfried

1998 "Revisionismus und friedlicher Wandel in der deutschen Politik nach den Kriegsniederlagen". In Ilja Mieck / Pierre Guillen (Hrsg.), *Nachkriegsgesellschaften in Deutschland und Frankreich im 20. Jahrhundert*, R. Oldenbourg Verlag, München, 251–261.

Niedhart, Gottfried

2013 *Die Aussenpolitik der Weimarer Republik*, 3. Auflage, Oldenbourg Wissenschaftsverlag, München.

Wintzer, Joachim

2006 *Deutschland und der Völkerbund 1918–1926*, Schöningh, Paderborn.

Wright, Jonathan

2002 *Gustav Stresemann. Weimar's Greatest Statesman*, Oxford University Press, Oxford.

伊藤定良

2017 『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』 有志舎、東京。

井上健太郎

2024 「カール・フォン・シュレーベルトの対外政策構想—国際連盟外交と中ソ紛争への対応をめぐって」『ドイツ研究』58、49–57。

帶谷俊輔

2019 『国際連盟—国際機構の普遍性と地域性』 東京大学出版会、東京。

北村厚

2019 「シュトレゼマン外交の東方政策—ドイツ＝ポーランド清算協定を中心に」板橋拓己／妹尾哲志編『歴史のなかのドイツ外交』吉田書店、東京、71–122。

志摩園子

2004 『物語バルト三国の歴史—エストニア・ラトヴィア・リトアニア』中央公論新社、東京。

早坂真理

2017 『リトアニア—歴史的伝統と国民形成の狭間』彩流社、東京。

平島健司

1991 『ワイマール共和国の崩壊』東京大学出版会、東京。

安井教浩

2017 『リガ条約—交錯するポーランド国境』群像社、神奈川。

Die deutsche Völkerbundspolitik in der Wilna-Frage 1927-1928

Kentaro INOUE

Schlüsselwörter: Weimarer Republik, Völkerbund, Wilna-Frage, Auswärtiges Amt

Zusammenfassung

Obwohl die Weimarer Republik im Herbst 1926 dem Völkerbund beitrug, blieb sie ihm gegenüber zurückhaltend. Die jeweilige Reichsregierung war zwar bereit, im Rahmen des Völkerbundes Probleme zu lösen, die die Interessen Deutschlands betrafen. Allerdings zog sie bei Angelegenheiten, welche die deutschen Interessen nicht unmittelbar berührten, Besprechungen mit den anderen Großmächten außerhalb des Völkerbundes vor. Dieses Misstrauen gegenüber dem Völkerbund wurde in der bisherigen Forschung dadurch erklärt, dass man den kooperativen Revisionismus und die Völkerbundspolitik als gegensätzlich betrachtete.

Trotzdem betrauten die Reichsregierungen und das Auswärtige Amt den Völkerbund mit der Beratung und der Grenzregelung zwischen Litauen und Polen im Gebiet Wilna, der sogenannten „Wilna-Frage“. Aus welchen Beweggründen entschloß man sich in Berlin für eine Lösung mithilfe des Völkerbundes? Um diese Frage zu beantworten, untersucht der vorliegende Artikel die Maßnahmen von Außenminister Gustav Stresemann sowie den leitenden Beamten des Auswärtigen Amtes anhand verschiedener Quellen aus den Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik (ADAP) und dem Politischen Archiv des Auswärtigen Amtes (PAAA). Damit zeigt er eine Besonderheit der deutschen Völkerbundspolitik auf.

Als im Frühjahr 1927 der Konflikt zwischen Litauern und Polen um das Gebiet

Wilna erneut aufflammte, verfolgte das Auswärtige Amt mit Staatssekretär Carl von Schubert an seiner Spitze eine außenpolitische Linie, welche Polen zu schwächen und gleichzeitig Litauen wirtschaftlich sowie politisch zu unterstützen suchte. Ziel dieser Politik war es, einen Spielraum für die Revision der Ostgrenze zu wahren und somit eine teilweise Veränderung der Versailler Nachkriegsordnung zu erlangen. Trotz dieses revisionistischen Kurses legte das Auswärtige Amt doch großen Wert auf die Besprechungen im Völkerbund. So respektierte Staatssekretär von Schubert beispielsweise die Entscheidung des Völkerbundsrats vom 10. Dezember 1927, die zu einer Entspannung zwischen Litauen und Polen führte. Daher kann man feststellen, dass die Beziehung zwischen dem Revisionismus und Völkerbundspolitik weniger als oppositionell, sondern vielmehr als kooperativ war.

Bedenkt man, dass die deutsche Völkerbundspolitik gerade mithilfe des Völkerbundes die international akkreditierte Revision des Versailler Vertrages und somit eine teilweise Veränderung des Status quo suchte, ist auch die Tatsache zu erklären, dass die Weimarer Republik nicht alle internationalen Konflikte dem Völkerbund übertrug. Gerade diese paradox anmutende Strategie einer Revision durch die Beibehaltung des Status quo kennzeichnet deshalb die gesamte Weimarer Außenpolitik.

Wenn man diese Außenpolitik in der Weimarer Ära im Kontext der gesamten Geschichte der deutschen Außenpolitik seit dem Ersten Weltkrieg betrachtet, verdeutlicht sich ihre Bedeutung. Unter der Herrschaft der NSDAP wurde der kooperative Revisionismus der Weimarer Republik durch einen extrem konfrontativen Revisionismus ersetzt. Die Nationalsozialisten zerstörten die Versailler Nachkriegsordnung mit Bedrohungen und Waffengewalt, um eine neue rassistische Ordnung zu etablieren. Mit dem Ende des Dritten Reiches und der Teilung Deutschlands nach dem Zweiten Weltkrieg wurde die jeweilige deutsche Außenpolitik vom demokratischen bzw. sozialistischen Lager bestimmt. Die Außenpolitik der Weimarer Republik unterscheidet sich somit sowohl von der auf die

gewaltsame Veränderung des Status quo abzielenden nationalsozialistischen Agenda, als auch von der durch die Fronten des Kalten Krieges bestimmten Außenpolitik der BRD und DDR. Folglich, so die Argumentation dieses Artikels, stellt die Weimarer Außenpolitik eine eigenständige Herausforderung für den Status quo und die Anpassung an ihn dar.